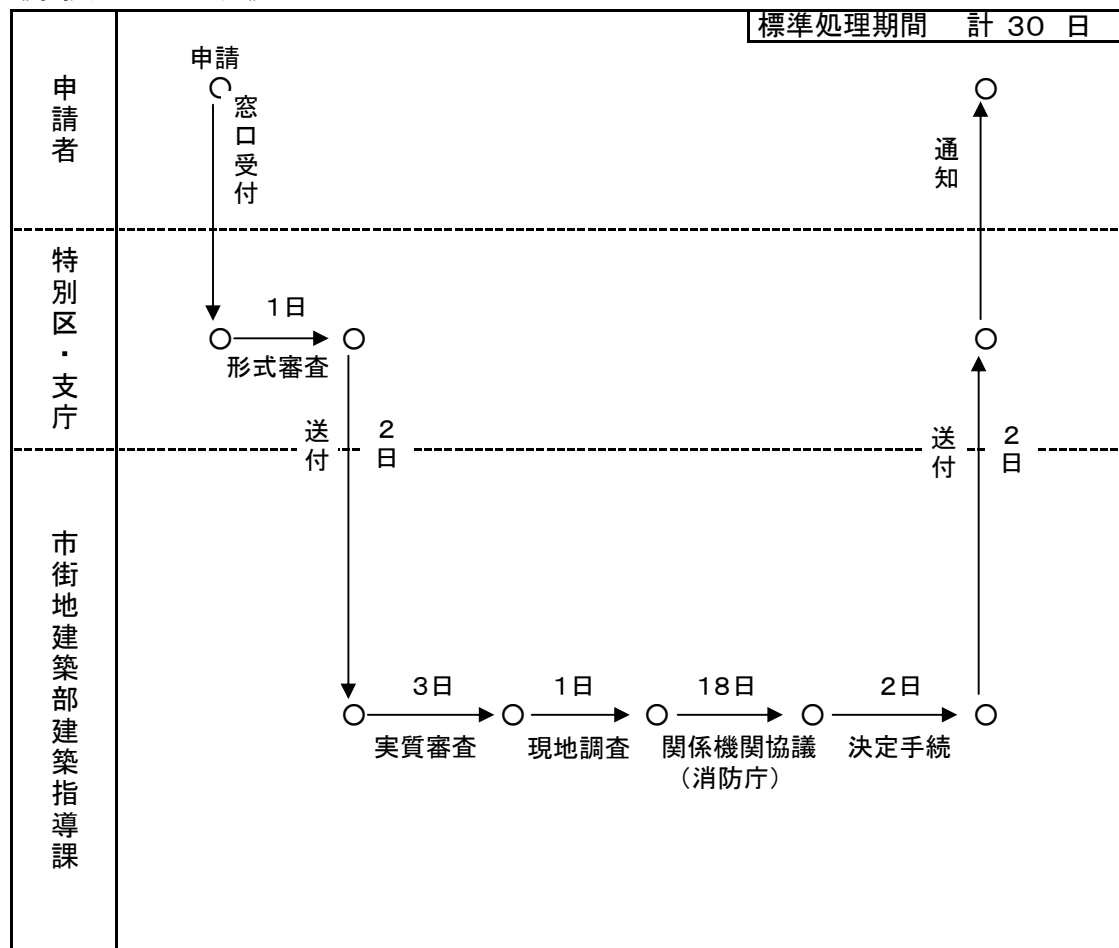


事務処理フロー図

事務名 建築物の仮使用承認

作成部署 都市整備局市街地建築部建築指導課検査係 電話30-731

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査し手数料を徴収します。
2	送付	形式審査が終了した申請書を処理機関である市街地建築部建築指導課へ送付します。
3	実質審査	申請書の内容について、建築確認との照合及び審査基準(仮使用承認申請の審査要領)を満たしているかどうかを審査します。
4	現地調査	現地において、承認申請に係る計画が、現況に即し適切か否かを判定する調査をします。
5	関係機関協議	消防関係について、所轄の消防署と協議する。(仮使用承認申請等の消防機関協議等要領)
6	決定手続	承諾書の諾否について、建築指導課長が決定します。
7	送付	形式審査処理機関に送付します。
8	通知	形式審査処理機関より申請者に通知します。